

◆ 食品機能性表示制度の特色

制度名	ヘルシーDo	特定保健用食品(トクホ)	機能性表示食品
表示マーク	 北海道認定		なし
制度創設	2013年(平成25年)	1991年(平成3年)	2015年(平成27年)
運用	北海道(認定)	消費者庁(許可)	消費者庁(届出)
食品分類	一般食品	保健機能食品	
対象食品	加工食品 ※アルコール飲料ではないこと。	食品全般 ※ナトリウム若しくは糖類等を過剰摂取させることとなるもの又はアルコール飲料ではないこと。	食品全般 ※脂質、飽和脂肪酸、コレステロール、糖類の過剰な摂取につながるもの、アルコール飲料は除く。
対象成分	単一成分または組成物	単一成分	直接・間接的に定量・定性確認が可能な成分(機能性関与成分)
科学的根拠	機能性素材でのヒト介入試験 ※査読付論文1報で可。	最終製品でのヒト介入試験	①最終製品を対象とした臨床試験 ②最終製品または機能性関与成分に関する研究レビュー ※①と②のいずれか。
機能性の表示	不可 (表示例) この商品に含まれる○○については、「健康でいられる体づくりに関する科学的な研究」が行われたことを北海道が認定したものです	可能 ※保健用途に関して消費者庁が許可した表示(血圧・血糖値・脂肪関係等、保健用途は限定されている)。 (表示例) お腹の調子を整える 脂肪の吸収を抑える 食後の血糖値が気になる方に	可能 ※身体特定の部位に言及した表現は可能。 (表示例) お腹の調子を整える 肝臓の働きを抑える 眼のピント調整機能をサポートする

- 健康機能の科学的根拠の内容は「機能性素材データベース」により論文情報を公開しているので、食品そのものに機能性の表示はしていませんが、消費者自らが検索しその情報を得ることが可能です。
- 一定の条件を満たせば、ヘルシーDoと機能性表示食品との併記も可能です。